

室蘭市テレワーク移住等推進補助金交付要綱

令和3年7月1日制定

令和5年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、テレワーク移住等推進補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、テレワークの普及を背景に、本市への市外企業等の地方拠点設置や移住を促進させるため、企業等が本市への視察等を行う費用の一部を補助することで、企業等の視察等を誘引し、将来的な本市への企業等の地方拠点設置や移住につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 企業及びその他の団体をいう。
- (2) 情報交換会等 本市、本市に拠点を有する企業、室蘭工業大学やその他の団体等との意見交換会又は交流会をいう。

(補助対象企業等)

第4条 補助金の交付対象は、次に掲げる（1）及び（2）の要件を満たし、（3）から（5）のいずれかに該当する視察等により本市に滞在する企業等とする。

- (1) 本店又は主たる事務所が、北海道外に所在すること。
- (2) 本市内に支店、営業所、事務所等を有していないこと。
- (3) 地方拠点の設置を検討していること。
- (4) テレワークの活用等を通して柔軟な働き方を推進していること。
- (5) その他、市長が認めていること。

2 次のいずれかに該当する企業等は補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けているもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするもの
- (3) 公の秩序または善良な風俗に反するもの

- (4) 国又は地方公共団体等の公的機関
- (5) 公的機関から同種の助成金等を重複して交付を受けているもの
- (6) 特定の商品の販売若しくは販売の斡旋を行うもの
- (7) その他補助することが適当でないと認めるもの

(補助要件)

第5条 補助金の交付を受けるうえで、次に掲げる全てを満たすこととする。

- (1) 本市内に2泊以上滞在(連泊に限る、宿泊施設の変更は可)とすること。
- (2) 滞在期間中に1回以上、情報交換会等に参加すること。
- (3) 滞在期間中に1回以上、株式会社内池の不動産が運営するシェアオフィス「THINK M (北海道室蘭市入江町1番地115)」を視察すること。
- (4) 滞在期間後に本市所定の様式にて報告書等を提出すること。
- (5) 同一企業等に所属する社員等が年度内に補助を受けられる延べ人数は5名以内とすること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、次に掲げる本市への視察等の滞在に要する経費とする。

- (1) 企業等から本市への交通費
- (2) 滞在期間中の本市内での宿泊費(宿泊施設は本市内に限る)
- (3) 滞在期間中に使用する車両の賃料
- (4) その他、市長が認める経費

(補助金の交付額)

第7条 交付すべき補助金の額は、補助対象経費ごとに別表1によるものとし1名当たり10万円を限度とする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとするものに対するの予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする企業等は、補助金等交付申請書(共通様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) テレワーク移住等推進補助金申請書(様式第1号)
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、補助金等交付決定通知書（共通様式第16号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、滞在期間終了から起算して、30日以内に補助事業等実績報告書（共通様式第11号）に、次の掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) テレワーク移住等推進補助金報告書（様式第2号）
- (2) 本市での滞在が証明できるものの写し（宿泊証明書等）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は前項の報告書等を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 企業等から本市への交通費	
東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）からの場合	5千円を上限とした定額とする。
東北地方以外の北海道外からの場合	15千円を上限とした定額とする。
(2) 滞在期間中の本市内での宿泊費（宿泊施設は本市内に限る）	1泊3千円を上限とした定額とする。
(3) 滞在期間中に使用する車両の賃料	1日2千円を上限とした定額とする。 ただし、滞在初日及び最終日は除く
(4) その他、市長が認める経費	かかった経費の1/2を上限とする。 (千円未満切捨)